平成25年7月12日 第2505号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



■ 目 次 ■

告 示

○生活保護法による指定介護機関の事業の廃止(325・福祉政策課) 1
○生活保護法による介護機関の指定(3 2 6 ・福祉政策課)
○保安林予定森林の指定通知(327・森林整備課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
公告
○特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請(地域活力創造課) … 2
○土地改良区の土地改良事業計画の変更等の認可(北秋田地域振興局農林部) 2件3
○土地改良区の土地改良事業計画の変更の認可(秋田地域振興局農林部) … 3
○土地改良区の役員の退任の届出(平鹿地域振興局農林部) 3
教育委員会告示
○公の施設の指定管理者の指定(11・生涯学習課) 3

告示

秋田県告示第325号

生活保護法(昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定に基づき、告示する。

平成25年7月12日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名称	所 在 地	サービスの種類	廃止年月日
アースサポート由利本荘	由利本荘市八幡下75番地5	訪問入浴介護、介護予防訪問入浴 介護	平成25年6月30日
グループホーム梅の里	潟上市飯田川下虻川字八ツロ 49番地 2	認知症対応型共同生活介護、介護 予防認知症対応型共同生活介護	平成25年2月28日
グループホーム昭和	潟上市昭和大久保字北野街道 上56番地15	認知症対応型共同生活介護、介護 予防認知症対応型共同生活介護	平成25年2月28日

秋田県告示第326号

生活保護法(昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。)第54条の2第1項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定に基づき、告示する。

平成25年7月12日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
ケアプラン奥羽の里山	横手市前郷一番町13-20サン ユービル1F	居宅介護支援事業	平成25年6月1日
ケアプランセンター中通り	大仙市大曲中通町6番1号	居宅介護支援事業	平成25年6月1日
株式会社スフィーダ デイ サービスとんぼ	大館市水門町 9 番38号	通所介護、介護予防通所介護	平成25年5月15日

山内診療所	横手市山内平野沢字相野々3	居宅療養管理指導	平成25年4月1日
グループホーム梅の里	潟上市飯田川下虻川字八ツ口 49番地 2	認知症対応型共同生活介護	平成25年3月1日
グループホーム昭和	潟上市昭和大久保字北野街道 上56番地15	認知症対応型共同生活介護	平成25年3月1日

秋田県告示第327号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条 の規定に基づき、告示する。

平成25年7月12日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 保安林予定森林の所在場所
 - 仙北市西木町桧木内字小波内474の1、西木町上桧木内字東上戸沢241の1
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標 準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課、仙北地域振興局農林部及び仙北市役 所に備え置いて縦覧に供する。)

告 公

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款 変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、公告する。

平成25年7月12日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 申請のあった年月日
 - 平成25年3月14日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
 - NPO法人秋田新体操愛好会
- 3 代表者の氏名
 - 菊 地 ゆりね
- 4 主たる事務所の所在地
 - 秋田市保戸野鉄砲町1番18号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、広く一般の人々に対して、新体操の普及に関する事業を行い、スポーツの楽しさを理解してもらうと ともに、青少年の健全育成及びスポーツを通しての地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

- 6 定款の変更内容
- (1) 種別及び定数
- (2) 選任等
- (3) 職務
- (4)) 報酬等
- (5) 権能
- (6) 総会の開催
- (7) 総会の招集
- (8) 理事会の開催
- (9) 理事会の招集

- (10) 表決権等
- (11) 定款の変更

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、北秋田郡上小阿仁村土地改良区から申請があった 新たな土地改良事業(維持管理事業)の施行について、平成25年7月4日認可したので、同条第11項の規定に基づき、 公告する。

平成25年7月12日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、森吉町土地改良区から申請があった新たな土地改 良事業(維持管理事業)の施行について、平成25年7月4日認可したので、同条第11項の規定に基づき、公告する。 平成25年7月12日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、男鹿市払戸土地改良区から申請があった土地改良 事業(維持管理)計画の変更について、平成25年7月3日認可したので、同条第11項の規定に基づき、公告する。

平成25年7月12日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定により、十文字町土地改良区から次のとおり役員の退任の 届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成25年7月12日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

退任理事の住所及び氏名 横手市十文字町佐賀会字石川原92番地2

伊藤多一

教育委員会告示

秋田県教育委員会告示第11号

秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年秋田県条例第3号)第6条の規定により、 次のとおり秋田県立美術館の指定管理者を指定したので、同条例第8条の規定に基づき、公告する。

平成25年7月12日

秋田県教育委員会委員長 猪 股 春 夫

- 1 指定管理者の住所及び名称 秋田市千秋明徳町3番7号 公益財団法人平野政吉美術財団
- 2 指定の期間

平成25年9月28日から平成27年3月31日まで

発行者 秋 田 県 秋田市山王四丁目1番1号 電話 018-860-1078 (総務部広報広聴課)